

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 70)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号 ※課税/非課税		
		(フリガナ) □ □ 法人名 納税地 〒 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名 〒 (局 署) 電話() -	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	※税務署処理欄	
	(フリガナ) 本店又はまたる事務所の所在地 〒 電話() -			
	(フリガナ) 代表者氏名 〒			
	代表者住所 〒			
	事業種目			
法人税法施行令 <input type="checkbox"/> 第122条の5及び第155条の6の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法 <input type="checkbox"/> 第122条の10第2項及び第155条の6の規定に基づき、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法 を下記のとおり届け出ます。				
記				
外国通貨の種類・ 外貨建資産等の区分	期末換算の方法 発生時換算法 期末時換算法	為替予約差額の 一括計上の方法	備 考	
	発生時換算法			
	期末時換算法			
	発生時換算法			
	期末時換算法			
	発生時換算法			
	期末時換算法			
	発生時換算法			
	期末時換算法			
	発生時換算法			
	期末時換算法			
(その他の参考事項)				
税理士署名押印		※ 税務署処理欄		
※ 税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号 整 理 簿 備 考	

15.00改正

(法1349)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 65)

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 法人名 〒 納税地 〒 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目	
法人税法施行令 <input type="checkbox"/> 第122条の5の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法 <input type="checkbox"/> 第122条の10第2項の規定に基づき、法人税法第61条の10第2項に規定する為替予約差額の一括計上の方法 を下記のとおり届け出ます。			
記			
外国通貨の種類・ 外貨建資産等の区分	期末換算の方法 発生時換算法 期末時換算法	為替予約差額の 一括計上の方法	備 考
	発生時換算法		
	期末時換算法		
	発生時換算法		
	期末時換算法		
	発生時換算法		
	期末時換算法		
	発生時換算法		
	期末時換算法		
(その他の参考事項)			
税理士署名押印		※ 税務署処理欄	
※ 税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号 整 理 簿 備 考

14-07改正

(法1349)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 70)

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等

- この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。
 - 外貨建資産等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第122条の5《外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続》及び法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合
 - 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第122条の10第2項《為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続》及び法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づいて、法人税法第61条の10第3項に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。)を選定する旨を届け出る場合
- 外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にすることに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にすることに選定してください。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他参考事項)欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの届出書を提出してください。

(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

 - 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務)
 - 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務)
 - 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものであるとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券)
 - 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記3の有価証券を除きます。))
 - 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金)
 - 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金)
- この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合(その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産等の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第122条の5の規定による届出をすべき場合を除きます。)又は②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限)までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - 標題中の〔 〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付してください。
 - 「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記2(注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出については、その国の貨幣単位を記載してください。
 - 「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。
 - 「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 65)

外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等

- この届出書は、(追加)次に掲げる場合に使用してください。
 - 外貨建資産等につき、法人税法施行令(以下「施行令」といいます。)第122条の5《外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続》(追加)の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合
 - 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、施行令第122条の10第2項《為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続》(追加)の規定に基づいて、法人税法第61条の10第2項に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。)を選定する旨を届け出る場合
- 外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にすることに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にすることに選定してください。

なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他参考事項)欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの届出書を提出してください。

(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。

 - 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務)
 - 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務)
 - 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものであるとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券)
 - 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記3の有価証券を除きます。))
 - 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金)
 - 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金)
- この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合(その外貨建取引を行った日の属する事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産等の区分を同じくする外貨建資産等につき施行令第122条の5の規定による届出をすべき場合を除きます。)又は②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第72条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限)までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 各欄は、次により記載してください。

(新設)

(新設)

 - 標題中の〔 〕内は、この届出書の規定に応じて、□第122条の5の規定に基づき、外貨建資産等の期末換算の方法又は□第122条の10第2項の規定に基づき、法人税法第61条の10第2項に規定する為替予約差額の一括計上の方法の頭部の□をそれぞれレ印でチェックしてください。
 - 「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記2(注)の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出については、その国の貨幣単位を記載してください。
 - 「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。
 - 「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。